

平成 29 年度花巻・遠野・平泉観光推進協議会
企画提案型旅行商品造成支援事業要項

1 目的

この要項は、花巻・遠野・平泉観光推進協議会（以下「協議会」という。）がエリア内への誘客を図るため、旅行会社が企画・造成する旅行商品に助成することにより、県外からの誘客を促進することを目的とする。

2 助成条件及び対象者

以下の条件を全て満たす旅行企画を条件とする。但し、国・県または市町村から当事業と同様の助成を受ける場合は対象外とする。

条件	対象
ア 平成29年12月1日～平成30年3月15日までの間に、催行する旅行商品。	旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社
イ 出発地は岩手県外とし、花巻市または遠野市または平泉町に1泊以上宿泊する旅行商品。	
ウ ツアー設定人数が150人以上の旅行商品。	
エ 花巻市、遠野市及び平泉町の有料観光施設、有料体験プログラムまたは昼食会場として各エリア1箇所以上立寄りする旅行商品。	
オ 新規ツアー企画として催行する旅行商品。	

3 助成額

当事業の助成額は次のとおりとする。なお、ツアー参加人数とは、同一行程及び同一日程における実際の参加人数（添乗員及び乗務員は含まれない）のことをいう。

ツアー参加人数 (添乗員・乗務員を除く)	助成額	
	企画料	インセンティブ
150人以上の場合	500千円	150人を超えた場合、 以降1人につき2,000円 (但し500千円を上限とする)
150人未満の場合 (但しツアーが1本以上 催行した場合に限る)	200千円	なし

4 交付申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成29年9月15日までに協議会に対し企画提案書（様式1）を提出すること。

5 交付決定

協議会は、申請者から提出のあった企画提案書の中から協議し交付決定先を決定し、決定した旅行業者（以下「決定業者」という。）へ決定通知書を通知する。なお、通知時期は、平成29年9月末頃とする。

6 変更申請

決定業者は、決定通知の受理後において内容に変更又は中止が生じた場合、協議会に対して変更申請書（様式2）を提出しなければならない。

7 交付決定の取消

決定業者は、決定通知の受理後において、申請及び実施報告書の内容に虚偽が認められた場合、当該助成金の交付決定を取り消すものとする。

なお、助成金が既に支払われており、申請及び実施報告書の内容に虚偽が認められた場合、決定業者は助成金を返還しなければならない。

8 事業実績報告書の提出

決定業者は、事業終了後、10日以内に事業実施報告書（様式3）を提出しなければならない。

9 助成金の支払い

助成金の支払いは、事業実施報告書を検査確認のうえ、適正と認められた場合助成金を支払うこととする。

10 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成29年8月1日から施行する。